

町民税などの納期を確認しましょう

町税・保険料は、町の教育や福祉、介護、ごみ処理、道路や港湾などの社会資本整備、消防や救急などの公共サービスを行う上で大切な財源です。各期の納期限までに納付くださるようご協力をお願いします。

科目	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
軽自動車税 (種別割)	全期								
固定資産税	1期			2期		3期		4期	
町県民税		1期		2期		3期		4期	
国民健康保険税 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	
介護保険料 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	
後期高齢医療保険料 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	
納期限		5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日

〇口座振替

口座振替に一度登録いただいた科目は、納付月の25日に自動的に振り替えが行われ、払い忘れがありません。簡便便利な口座振替の登録をお願いします。

口座振替の登録は、「長島町公金口座振替依頼書」に指定口座などの所定事項を記載のうえ次の取扱金融機関の窓口へ提出してください。依頼書は役場税務課・水道課、指江支所総合管理課のほか、町内の取扱金融機関の窓口にも備え付けています。

取扱金融機関

- ・鹿児島いずみ農業協同組合
 - ・鹿児島相互信用金庫
(長島支店・西長島支店)
 - ・九州信用漁業協同組合連合会
(鹿児島統括支店東町支店)
 - ・ゆうちょ銀行(郵便局)
- ※25日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。

問い合わせ先

役場税務課管理収納係
☎(86) 1172「直通」

介護保険料が変わります

65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料は、老人福祉計画介護保険事業計画により3年ごとに見直しが行われます。

第8期介護保険事業計画期間(令和3～5年度)における、給付費の実績や高齢者、要介護認定者の人口推移などをもとに、第9期介護保険事業計画期間の保険料基準額(令和6～8年度)を、5800円としました。

これまで9段階だった所得段階が13段階に見直され、1～3段階までにかかる割合を引き下げ、低所得者の負担を軽減する一方、10～13段階までに係る割合を高く設定することで、介護保険制度の安定化を図ることとしました。

問い合わせ先

役場介護環境課介護保険係
☎(86) 1153「直通」



令和6～8年度の保険料

段階	対象者	保険料率	月額
第1段階	・生活保護被保険者または老齢年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・世帯全員が市町村民税非課税(課税年金収入+合計所得金額≤80万円)	基準額×0.455	2,630円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税(課税年金収入+合計所得金額≤120万円)	基準額×0.685	3,970円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税	基準額×0.690	4,000円
第4段階	本人が市町村民税非課税(課税年金収入+合計所得金額≤80万円)	基準額×0.90	5,220円
第5段階	本人が市町村民税非課税(上記以外)	基準額	5,800円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	6,960円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	7,540円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	8,700円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70	9,860円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	11,020円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	12,180円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	13,340円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	13,920円